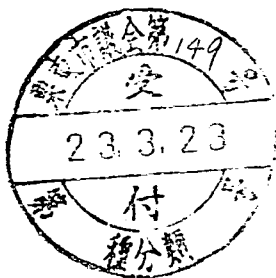


意見書案第 47 号



「子ども・子育ての新システム」に関する意見書


上記、議案書を別紙のとおり提出します

平成23年 3月23日


栗東市議会


議長 高野正勝様

提出者 栗東市議会議員

太田 浩美 

賛成者 栗東市議会議員

國松清太郎 

大西 晴子 

「子ども・子育ての新システム」に関する意見書（案）

現行の保育制度は、国や県が保育の実施義務を負うものと明確に位置づけ、最低基準により、全国どの地域においても保育が等しく保障され、保育料においても保護者の所得格差が子ども達の受ける保育に格差が生じることのないように「応能負担」が原則になっています。

現在、国において「子ども・子育て新システム」の具体的な仕組みを検討されていますが、この中身は直接契約を基本とする保育の市場化と公的責任の縮小、最低基準の廃止、保育料の「応益負担」の導入などとなっています。これらは、保育の質の低下、保護者負担の増加、経済的に困難な家庭や障がいのある子どもなど福祉を必要とする家庭や子どもが排除されかねないこと、保育施設の安定的な運営が困難になることなどが危惧されています。

子どもの貧困、子育て困難の広がり、増加する待機児童解消などの課題解決のためには、公的保育の充実が求められます。「児童福祉」として、子どもの健やかな育ちを保障し、子育て家庭の支援を積極的に行なうとともに、貧困や格差に対するセーフティネットとしての機能も含め、制度の充実を図るべきです。

よって、国におかれましては、早急な「子ども・子育ての新システム」の導入を見合わせ、子どもの健やかな育ちを保障し、安心して子どもを産み育て、働き続けられる「保育制度」の充実を図るよう、下記項目を要望します。

記

- 1、児童福祉法第24条に基づく公的保育制度を堅持し、拡充すること。
- 2、保育の質の低下につながる保育所最低基準の廃止・引き下げは行なわず、抜本的に改善すること。
- 3、国の責任で認可保育園を整備し、待機児童を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月 日
栗東市議会
議長 高野正勝

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（少子化対策）